

新型コロナの影響を受けた中小企業者の皆様には、  
納付期限を6か月間延長します。

### 【対象者】

府内に事業所を有する中小企業等で、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けた事業者です。

### 【適用期間】

令和2年5月26日（火）から令和2年12月28日（月）申込受付分まで。

### 【対象となる料金等】

当研究所に支払う装置使用、依頼試験、簡易受託研究、受託研究等の費用について、納付期限を6か月間延長します。

※ ただし、研修室、会議室、講堂など施設の利用料金や開放研究室、創業支援研究室の賃料などは除きます。

### 【申請方法】

申込みの際、申請書（様式1）と必要書類を添えて提出してください。

申請書は、ホームページからダウンロードできます。

大阪産業技術研究所HP…<https://orist.jp/>（topページ）



### ○お問い合わせ・お申し込み先

地方独立行政法人大阪産業技術研究所

本部・和泉センター 総合受付・技術相談 0725-51-2525

森之宮センター 総合受付 06-6963-8011

技術相談 06-6963-8181

（受付時間 平日 9:00～12:15、13:00～17:30）

## 必要書類は、1、2のいずれかです。

- 1 市町村発行の、新型コロナウイルス感染症の影響によるセーフティネット保証4号・5号または、危機関連保証の認定書の写し（正本、写し、有効期限内であることを問いません）
- 2 新型コロナウイルス感染症対策の下記に掲げる支援を利用したことを証明できる書類…決定書、採択の通知書、金銭消費貸借契約の写し等

セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の認定を必要とする融資（信用保証協会） ・新型コロナウイルス感染症対応緊急資金 ・新型コロナウイルス感染症対策資金（経営安定資金 危機関連） ・新型コロナウイルス感染症対応資金 など
新型コロナウイルス対策マル経融資（日本政策金融公庫または商工会・商工会議所）
危機対応融資（商工組合中央金庫）
新型コロナウイルス感染症特別貸付（日本政策金融公庫）
雇用調整助成金〔特例措置を含む〕（労働局またはハローワーク）
持続化給付金（経済産業省）

※追加する場合がありますので、ホームページで最新情報をご確認ください。

## 開業1年未満や研究開発先行型スタートアップで、上記の必要書類が用意できない場合は、下記の書類で申請できます。

- ・理由書（様式2）
- ・直近の確定申告書の写し  
（設立1年未満で決算期末到来の場合は、法人の設立届〔個人の場合は開業届〕と研究開発計画書または事業計画書）